

申請時の注意点等について

申請期間末日 令和8年1月6日（火） ※申請期間末日の消印まで有効

※1～7の書類について下記事項をご確認の上、提出してください。

1 被害回復給付金支給申請書

2 被害状況別紙

⇒ 同封の記載例を参考にし、黒色ボールペン等を使用して、表面・裏面ともに記入してください。また、氏名の横に必ず押印してください。

被害状況別紙は、被害回復給付金支給申請書の別紙となっているので、必ず提出してください。

被害が多数あり、被害状況別紙が足りない場合は、コピーをして使用してください。
なお、被害状況別紙は検察庁ホームページからもダウンロードできます。

3 本人確認書類

(例)・運転免許証 ・マイナンバーカード(個人ナンバーはマスキング)

・健康保険被保険者証 ・在留カード

・旅券(パスポート)等の写し(ただし、申請日において有効なものに限る)

⇒ 必ず現住所が確認できる箇所の写しを提出してください。

本人確認書類と現在の住所が異なっている場合には

① 住民票

② 現在の住所が記載されている申請者が契約者である公共料金領収書等の写し

のいずれかが必要となりますので、あわせて提出してください。

代理人が申請する場合は、以下の書類が必要となります。

① 申請人の本人確認書類の写し

② 代理人の本人確認書類の写し

③ 法定代理人が申請する場合は、法定代理人たる地位を示す書類(戸籍謄本、審判書謄本の写し等)

④ 弁護士が申請する場合は、弁護士に対する委任状

が必要となります。

なお、一般承継人が申請する場合は、一般承継人であることを疎明する資料が必要となります。

詳しいことは、裏面の問合せ先までお問い合わせください。

4 被害金額等が確認できる書類の写し

⇒ 犯人から入金があった御自分の口座の通帳の写し、犯人の指定する口座に振込をした際の「ご利用明細書」、「通帳」等の写しを必ず提出してください。

なお、現在お手元にそのような書類がない場合は、振込等を取り扱った金融機関において、取引明細書等を取り寄せられる場合がありますので、金融機関に問合せ願います。

これらの書類がない又は取り寄せられない場合は、被害状況別紙に、振り込んだ状況等を詳しく記載してください。

5 申請人名義の預(貯)金口座通帳内(うち)表紙写し ※ネット銀行不可

⇒ 被害回復給付金が支給されることとなった場合、申請人名義の預(貯)金口座に振込により支給することとなりますので、振込を希望される口座の通帳内表紙の写しを提出してください(内表紙は、通帳表紙をめくった「金融機関名、支店名、名義人、口座番号」等が記載されているページのことです。)

通帳がない場合は、申請人名義のキャッシュカードの写しを提出してください。

なお、ネット銀行の口座には振込ができないので、それ以外の金融機関の口座を指定してください。

6 返金やてん補又は賠償を受けた場合の確認書類(※該当者のみ)

⇒ 犯人側から賠償金等名目で金銭を受けた場合は、受領した金額が分かる示談書や領収証、通帳等の写しを提出してください。

一部でも元本の返金等があった場合はその受領関係のわかる書類を提出して下さい。

受領書等がない場合にも返金等の支払いがあった場合には申告が必須となりますので該当がある場合は1被害回復給付金支給申請書に必ず記入してください。

7 他の申請人との間で合意がある場合(※該当者のみ)

⇒ 他の申請人又は申請人となるべき者との間で支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合について合意があるときは、その合意書面等の写しを提出してください。

※ 3～7の書類については、写しを提出してください(提出された被害回復給付金支給申請書やその他の書類は返却できませんので御注意ください。)

※ 疎明書類の用意にかかった費用や郵便料金等については申請人の負担となります。

※ 申請書等を郵送で提出される場合、郵便料金不足のときは受け取れません。

郵便局窓口での発送手続きをお考えください。

また、申請期間を過ぎてからの申請は受付できませんので、御注意ください。

ご不明な点やご質問がある方は、下記問合せ先までお問合せください。

◎ 問合せ先(申請書の郵送又は提出先)

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地

横浜地方検察庁 被害回復給付金事務担当 いちのせ よしの 一之瀬、吉野

電話番号: 045-211-7629(直通)

◎ 受付時間 月曜日から金曜日(祝祭日を除く)

午前9時～午後零時、午後1時～午後5時